



マチレット

2024  
坂井市

# あなたの 空き家 考えませんか？



いつでも第三者が侵入  
できるような空き家、  
面倒だからと放置  
していませんか？

平成27年5月から  
**空家等対策の  
推進に関する特別措置法**  
が施行されました。



放置したままだと大幅な**税額の上昇**に  
つながる可能性があります。



## 坂井市の空き家、適切に管理していますか？

空き家を放置したままだと起こる問題・危険性、管理することで生まれる  
メリット、坂井市での空き家の活用方法をわかりやすく紹介します！

手放したいけどめんどくさい…  
住むには状態が悪すぎる…

お持ちの空き家、どうしようかお悩みの方

# イーハウジングで 売却orリフォーム しませんか?

空き家は放っておくと維持費等のコスト負担や  
倒壊等のリスクもあります。

イーハウジングは迅速な対応で、お客様の  
不動産が「負動産」になることを防ぎます!

## 売却

弊社は市場の動向、物件  
の状態、周辺環境の調査  
を徹底し、適正な価格で  
買取いたします。



## リフォーム

思い入れのあるお家を手放すことにため  
らいのある方、改修して新しく生まれ変  
わらせることも可能です。  
空き家の耐震工事やリフォームなど様々  
な改修工事もお任せください。

## イーハウジングならこんな利点も!

### 売却後も安心

引渡し後の契約不適合責任  
も負わずに済みます

### 早期現金化

仲介販売とは違い、弊社直接  
買取なのでスピーディー

### 北陸3県対応

石川・富山・福井の幅広い  
エリアに対応しています

まずはお気軽に  
ご相談ください

0120-889-733  
info@e-housing.vc

相談無料

秘密厳守

仲介手数料  
無料

株式会社イーハウジング

宅地建物取引業 石川県知事(2)第4234号(公社)全日本不動産協会会員 (公社)不動産保証協会会員

■TEL.076-227-9733  
■FAX.076-227-9734  
〒921-8054  
石川県金沢市西金沢5丁目305番地

H  
P



メ  
ール



# 「空き家」放置していませんか？

## 空き家とは

家主の不在が常態化しており、居住や  
その他の使用もなされていない建物や敷地のこと。



## 空き家を放置するとこんな危険が！



### 「空家等対策の推進に関する特別措置法」には…

空家等は、個人の資産です。管理者、または所有者には、空家等を適切に管理する「責務」があると定められています。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり 損害賠償 を問われる可能性があります。



## 例えはこんなことが起こる可能性が…

## 想定事故例

### 倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故(想定)

#### 試算の前提とした被害モデル

所在地……東京都(郊外)  
敷地面積……165m<sup>2</sup>(50坪)  
延べ床面積……83m<sup>2</sup>(25坪)  
建築時期……平成4年(築後20年)  
居住世帯……世帯主40歳、年収600万円  
妻:36歳主婦 子供:8歳の女児(小学3年生)

損傷区分	損傷額
住宅	900 万円
家財	280 万円
倒壊家屋の解体処分	320 万円
小計①	1,500 万円
死亡逸失利益	11,740 万円
慰謝料	7,100 万円
葬儀費用	520 万円
小計②	19,360 万円
合計 ①+②	20,860 万円

約2億1千万円  
の損害額！



物  
件  
損  
害  
等

人  
身  
損  
害

### 外壁材等の落下による死亡事故(想定)

#### 試算の前提とした被害モデル

死亡……11歳の男児  
(小学校6年生)

損傷区分	損傷額
死亡逸失利益	3,400 万円
慰謝料	2,100 万円
葬儀費用	130 万円
合計	5,630 万円

壁材等  
落下

約5千600万円  
の損害額！

傷んだ壁材等の  
落下により、  
11歳の男児が死亡



出典:「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」(公益財団法人 日本住宅総合センター)

# 早めの対処が鍵です!

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないか確認しましょう。

将来を見据えて空き家をどうするか考え、早めに対処することが大切です。



## まずは現状を把握しましょう

### 相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

### 特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

### 家の中は片付いていますか?

家中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。



## 建物を残して活用する

### ●資産運用する

例)賃貸経営等

- ・坂井市空き家情報バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する



無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。

### ●売却する

- ・坂井市空き家情報バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

### ●自分たちで住む

例)リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

## 建物を解体して活用する

### 解体する

…解体業者へ相談する



### ●資産運用する

例)駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する  
(無料相談会を実施している企業もあります)



### ●売却する

- ・不動産会社へ相談する

## 空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

## 適切な管理をしましょう



家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、

シルバーハウスセンター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

坂井市では、ふるさと納税の返礼品として、空き家目視確認サービスを用意しています。

坂井市内に空き家を所有されている坂井市外にお住まいの人は、ぜひご利用ください。

詳しくは  
こちらから



＼お気軽にご相談ください！／

# 坂井市 空き家

## 相談窓口



### 空き家の管理に困ったら

どこに相談したら  
よいのかわからない…。

空き家の維持管理が  
できないので壊したい…。

空き家を売りたい、  
貸したい…。



### 中立的な立場で、相談に応じます

空き家に関する様々な相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

#### 空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談内容をあらかじめ整理してからご相談ください。

##### 空き家の活用・解体など空き家対策全般に関するこ

坂井市 移住定住推進課 空家対策室 ☎0776-50-3036

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 ■メール／iju@city.fukui-sakai.lg.jp



##### 空き家の目視確認、草刈り等の管理サービスに関するこ

(公社)坂井市シルバー人材センター ☎0776-50-1350

〒919-0413 福井県坂井市春江町随應寺17-10 ■メール／sakai@sjc.ne.jp

# 坂井市 空き家情報バンク

空き家情報バンクとは、所有者が売りたい・貸したいという物件を登録し、買いたい・借りたいと希望する人に物件の情報を提供する制度です。空き家を利用したいと考えている人は、ぜひ空き家情報バンクに登録してください。

## 坂井市空き家情報バンク

- 全国版・ふくい空き家情報バンクとの連携
- 空き家情報バンクへの登録申し込みはこちらから



### 坂井市空き家情報バンク イメージ図



## 空き家に関する支援事業

※令和5年度現在

対象	補助額・開催回数
空き家情報バンクの登録空き家の活用	空き家の購入 最大100万円 (安心R住宅の場合は最大230万円)
	空き家を借りて住む 家賃最大2万円/月(1年間)
	空き家のリフォーム 最大130万円
	空き家の家財処分 最大10万円
	空き家の診断 最大3万5千円
空き家の除却	老朽危険空き家等の解体 最大100万円
	準老朽空き家の解体 最大60万円
空き家の管理	空き家の管理代行サービス 最大3万6千円
空き家の相談	空き家無料相談会への参加 個人負担なし、年数回



※対象となる要件など詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、  
**空家対策室** (☎0776-50-3036)までお問い合わせください。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年1月発行

発行:坂井市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

# あなたの空き家の使い方を 「より良いもの」にでますように。

当社では、こころを込めた不動産サービスで、地域のお役に立つ事業を展開しております。オーナー様の「売りたい」「貸したい」のご希望と、安心の住まいを探している方の架け橋となれるよう、“空き家の今後”をより良い形へと結ぶお手伝いをいたします。

売却・賃貸運用などを通じて、空き家を資産に変えてみませんか？

あなたの思い出が詰まった大切な実家も、誰かの「幸せ」に繋がります。  
オーナー様にも、住宅を必要としている方にも皆様のご希望にお応えできるよう  
当社が全力でサポートいたします。



## オーナー様のお悩み例

- 空き家の取り扱い方がわからない
- 空き家の売却を考えている
- 手放したくないけど活用方法がわからない
- 空き家を誰かの役に立てたい



## 住まいを探している方 一例

- ご高齢者
  - 障がいをお持ちの方
  - 子育て家庭
  - 支援が必要な若者
  - など
- 何らかの理由で住宅の確保が難しい方

## 空き家の活用相談・売却

## 物件紹介・相談支援・居住サポート



## 丸岡土地開発株式会社

空き家の  
賃貸運用

賃貸運用  
サポート

空き家の  
買取・売却



代表 下田 重朗

ご相談は0<sup>無料</sup>円です ☎ 0776-67-0299 受付時間▶9:00~17:30  
定休日▶日曜、祝日

お気軽にお問合せください。メールでも受け付けております。 | Mail▶maruokatochikaihatsu@gmail.com

丸岡土地開発株式会社

〒910-0233 福井県坂井市丸岡町東陽1丁目25

当社は福井県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けた企業です。

●宅地建物取引業 福井県知事(1)第1706号 ●賃貸不動産管理業 国土交通大臣(1)第1218号  
●福井県居住支援法人(5)



# 福井県近郊の解体工事なら 株式会社M・P・Rに お任せください!

弊社は、福井県坂井市に拠点を構える解体工事の専門業者。

戸建て住宅からビル・工場まで、多岐にわたる建物を一手に引き受け、

研り工事や産業廃棄物の収集運搬業務も自社で行なっています。

スピードとクオリティーを追求し、「任せてよかった!」と思っていただける

施工を心がけ、これからも皆様のお役に立てるよう努めてまいります。



株式会社M・P・R ☎ 0776-43-6534

〒910-0221 福井県坂井市丸岡町城北3-19 | Mail mpr.tozaki@gmail.com | HP <https://mpr2019.com/>

●建設業許可 福井県知事 許可(般-4)第11628号 ●解体工事業登録 福井県知事(登-1)第138号 ●産業廃棄物収集運搬業許可 福井県 第01802212119号

